

○あま市介護予防・日常生活支援総合事業における指定事業者の指定等に関する要綱

平成29年1月31日

告示第16号

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、介護予防・日常生活支援総合事業における指定事業者の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、法、省令及び介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成27年厚生労働省告示第196号）において使用する用語の例による。

(指定の申請)

第3条 法第115条の45の5第1項の規定による申請は、省令第140条の63の5第4項に規定する厚生労働大臣が定める様式により行うものとする。

(事業者の指定)

第4条 市長は、前条の規定による申請があったときは、指定の適否を審査し、指定を行うときは介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業指定事業者指定（更新）通知書（様式第1号）により、指定を行わないときは介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業指定事業者指定（更新）却下通知書（様式第2号）により、当該申請をした者（次条において「申請者」という。）に通知するものとする。

(指定の拒否)

第5条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、当該指定を行わないものとする。

- (1) あま市介護保険事業計画に規定する地域支援事業に係る計画量を超過すると認められるとき。
- (2) 申請者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有すると認められる者であるとき。
- (3) 介護予防・日常生活支援総合事業の円滑かつ適切な実施に支障が生じるおそれがあるとき。

(指定に係る有効期間)

第6条 省令第140条の63の7の規定により市が定める期間は、6年とする。ただし、都道府県又は市町村から指定を受けた訪問介護、通所介護又は地域密着型通所介護の事業と法第115条の45第1項第1号イ又はロに定める事業とが一体的に運営される場合にあっては、当該事業の指定有効期間満了日までとすることができる。

(変更の届出等)

第7条 省令第140条の62の3第2項第4号に規定する変更の届出は、その変更があった日から10日以内に、同条第3項に規定する厚生労働大臣が定める様式により行わなければならない。

2 省令第140条の62の3第2項第5号に規定する事業の再開の届出は、その再開した日から10日以内に、同条第3項に規定する厚生労働大臣が定める様式により行わなければならない。

3 省令第140条の62の3第2項第6号に規定する事業の廃止又は休止の届出は、その廃止又は休止の日の1月前までに、同条第3項に規定する厚生労働大臣が定める様式により行わなければならない。

(報告等)

第8条 市長は、必要があると認めるときは、指定事業者若しくは指定事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者（以下この項において「指定事業者であった者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、指定事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者若しくは指定事業者であった者等に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは指定事業者の当該指定に係る事業所、事務所その他事業に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定による質問又は検査を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(指定更新の申請)

第9条 法第115条の45の6第1項の規定による指定の更新の申請は、省令第140条の63の5第4項に規定する厚生労働大臣が定める様式により行うものとする。

(指定の更新)

第10条 市長は、前条の規定による申請があったときは、指定の更新の適否を審査し、適

当であると認めるときは、介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業指定事業者指定（更新）通知書により、更新を行わないときは介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業指定事業者指定（更新）却下通知書により、当該申請をした者に通知するものとする。

（指定の取消し等）

第11条 市長は、法第115条の45の9の規定により、指定業者の指定を取り消したときは、指定取消通知書（様式第3号）により通知するものとする。

2 市長は、法第115条の45の9の規定により、期間を定めてその指定業者の指定の全部又は一部の効力を停止したときは、指定停止通知書（様式第4号）により通知するものとする。

（指定事業者の情報の公表及び提供）

第12条 市長は、第4条の規定により指定し、第7条の規定による届出を受理し、第10条の規定により更新し、又は前条の規定により指定の取消し等をしたときは、当該指定事業者に関する情報のうち、次に掲げる事項を公表するとともに、愛知県、愛知県国民健康保険団体連合会その他市長が必要と認めるものに対して、当該指定事業者に関する情報を提供するものとする。

（1）介護保険事業所番号

（2）事業所の名称及び所在地

（3）指定事業者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名、生年月日、住所及び職名

（4）指定年月日又は指定更新年月日

（5）事業の開始（予定）年月日、廃止年月日、休止年月日又は再開年月日

（6）運営規程

（7）前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成29年2月1日から施行する。

附 則（平成30年告示第22号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和3年告示第53号）

（施行期日）

1 この告示は、令和３年４月１日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際現に改正前の各告示の規定に基づいて作成されている申請書その他の用紙は、改正後の各告示の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則（令和６年告示第５９号）

この告示は、令和６年４月１日から施行する。

様式第 1 号（第 4 条、第 1 0 条関係）

年 月 日

様

あま市長



介護予防・日常生活支援総合事業第 1 号事業指定事業者指定（更新）通知書

次のとおり指定事業者として指定（更新）しましたので通知します。

申請者の名称	
代表者の氏名	
事業所の名称	
事業所の所在地	
介護保険事業所番号	
指定年月日	年 月 日
指定有効期間開始日	年 月 日
指定有効期間満了日	年 月 日
サービスの種類	
特記事項	

様式第2号（第4条、第10条関係）

年 月 日

様

あま市長



介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業指定事業者指定（更新）却下通知書

年 月 日付で申請のあった介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業指定事業者指定（更新）申請については、次の理由により却下しましたので通知します。

事業所の名称	
事業所の所在地	
サービスの種類	
理由	

（教示）

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、あま市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、あま市を被告として（訴訟においてあま市を代表する者はあま市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第3号（第11条関係）

年 月 日

様

あま市長



指定取消通知書

介護保険法第115条の45の9の規定により、事業者の指定を取り消しましたので、次のとおり通知します。

事業所の名称	
事業所の所在地	
代表者の氏名及び住所	
介護保険事業所番号	年 月 日
指定取消年月日	
サービスの種類	
取消理由	

（教示）

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、あま市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、あま市を被告として（訴訟においてあま市を代表する者はあま市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第4号（第11条関係）

年 月 日

様

あま市長



指定停止通知書

介護保険法第115条の45の9の規定により、事業者の指定の効力を停止しましたので、次のとおり通知します。

事業所の名称	
事業所の所在地	
代表者の氏名及び住所	
介護保険事業所番号	年 月 日～ 年 月 日
指定の効力を停止する期間	
サービスの種類	
指定の効力を停止する内容及び理由	

(教示)

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、あま市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、あま市を被告として（訴訟においてあま市を代表する者はあま市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第1号（第4条、第10条関係）

様式第2号（第4条、第10条関係）

様式第3号（第11条関係）

様式第4号（第11条関係）